

ネット通販の「格安」に注意しましょう。 偽サイト商法による被害が増えています

＜相談事例1＞

以前から欲しかったブランド物の洋服は、正規店では品切れだったが、偶然見つけたサイトでは格安で販売されていた。支払い方法が個人名義の口座への銀行振込みだけで不審に思いつつも、欲しい気持ちが強く代金を振り込んだ。しかし商品は未着のまま、連絡もとれない。記載していた住所にも会社はないようだ。騙されたのか。(60代女性)

＜相談事例2＞

SNS 広告をクリックしたら、海外家電ブランドの公式サイトと思われるサイトにつながった。欲しかった空気清浄機が格安で販売されていたので、クレジットカード決済で注文したが商品未着のまま、クレジットカードの利用明細が上がっている。(60代男性)

【アドバイス】

●公式サイトや他の通信販売サイトに比べて格安の販売価格を表示し、消費者を誘い込むのは典型的な手口です。

ただ、入手困難な商品の場合「定価より高かったので偽物と思わなかった」という消費者もいて、詐欺・模倣品サイトを完全に見分けることは困難です。少しでも不安を感じた場合は、購入をやめましょう。

●商品代金の振込先口座の名義が、通信販売サイト上で表示される事業者名と異なっていた場合は、安易に振り込まないようにしましょう。

偽サイトで注文した商品の代金を振り込んでしまったことに気付いたら、すぐに振り込み先の金融機関や消費生活センターに相談してください。クレジットカード決済した場合は、個人情報悪用の悪用を防ぐために、すぐにクレジットカードの発行会社に相談しましょう。

●不安に思ったり、トラブルになった場合は早めに消費生活センターに相談してください。

北九州市立消費生活センター（ウェルとばた 7F）	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟 1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所 3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ 4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。
まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎^{い や や}188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



★令和2年7月1日から、全国の小売店でレジ袋が有料されました。家計と資源の節約のため、買い物時にはマイバッグを持参しましょう。